緊急人道支援研究 創刊号

緊急人道支援学会
2025年9月

Journal of Humanitarian Action Studies
Vol.1, September, 2025

緊急人道支援学会
Japan Society for Humanitarian Action Studies

目次

p.4 発刊に寄せて　会長　山田満

01 追悼

p.8 内海成治初代会長を偲んで
- 緊急人道支援に託された未来への可能性 -
事務局長／近畿大学教授　桑名恵

02 研究論文

p.14 インドにおけるチベット難民 - 無国籍状態で長期化する難民社会の苦悩 -
甲南大学　榎木美樹

p.36 紛争の影響を受けた子どもの心理的ストレスに対する図書館活動の効果
- ミャンマー帰還難民の事例から -
立教大学　三宅隆史

03 報告

p.54 第 1 回大会シンポジウム大会報告
立教大学　三宅隆史／近畿大学　桑名恵

「緊急人道支援研究」発刊に寄せて

会長　山田 満

このたび、当学会においてもジャーナルの発行が始まります。本号はその記念すべき第一号となります。当学会はご存知の通り、昨今の緊急人道支援が喫緊の課題となっている中で、2023年9月12日に近畿大学で創設記念集会、2024年2月13日に第一回大会を東京大学で開催し、本年2025年2月1日に第二回大会を早稲田大学で開催したばかりのまだ誕生して間もない学会です。とはいえ、学会が取り組む課題の重要性は年々高まっており、大会への参加者数も増大しております。

当学会はホームページに掲載されている通り、紛争や自然災害に関わる諸問題を研究する学術研究者と実際の現場でこれら諸問題解決に従事する実務者の問題意識の融合を目指しております。要するに、実務者からは現実に抱える問題を提起してもらい、その一方で研究者はそれら問題を学問上の政策課題として議論をするという、両者による知のプラットフォームの形成を目指しております。

人道支援に従事するステークホルダーは幅広く、第二回までの大会のプログラムを振り返ってみても、NGO、医療関係者、国際機関関係者、メディア、企業・団体、研究機関、政府関係機関等から参加者を得て、現代の国際社会が抱える喫緊の課題となっている人道支援に対し、直接間接的に向き合っている方々の様々な側面からの問題提起がなされていることがわかります。これらの問題提起は、学会として参加する学術研究者等への研究課題の提供となり、両者は互いの経験や知見を学会という場で共有し、人道支援の空間を拡大していくことにつながっております。

また同時に、緊急アピールや政策提言として内外の様々な公的私的機関に対して具体的な形を示すことで人道支援のあり方に関するオールタナティブな提起、さらには改善を求めることにつながっています。学会としては全国大会とは別に特別シンポジウムも随時開催しております。例えば、「パレスチナ・イスラエル情勢から考える人道支援～今、何が起きているのか。私たちができることは何か～」を開催しました。このシンポジウムでは、研究者の分析と同時に、NGOとして当地で長年従事してきた実践者の経験の報告を受けて互いの知見と経験を融合させ、内外に向けて学会としての提言を行なう貴重な機会を持つこともできました。

本学会は、すでに述べたように人道支援に従事する様々なステークホルダーによる知のネットワークを目指しています。本年2025年2月の全国大会では、緊急人道支援に関わる従事者の報告のみならず、若い世代の挑戦や役割にも焦点を当てた大会内容を企画しました。開催校であった早稲田大学には平山郁夫記念ボランティアセンターがあり、早稲田大学学生のボランティア活動のハブとして、学生時代に多くの社会貢献を行う場、それを考える場を提供しています。

学会としても次世代を担う若い世代の緊急人道支援の役割を期待しており、緊急人道支援入門講座を5回にわたって開講しました。講師陣は、長年国際協力の現場で従事してきたNGO職員、国連職員、現在は研究者として実務と研究の架橋を担っている方々にお願いしました。この企画も時宜を得た内容となり、各大学のボランティア活動に実際に従事している学生やこれから踏み出そうとしている若い世代への後押しとなった企画だったと思います。

今回の第２回全国大会でも引き続き、ユースセッションとして「大学生や大学は緊急人道危機に対して何ができるのか」をテーマに自らのボランティア経験を語ってもらい、すでに多くの経験や知見を有する先輩従事者から貴重な助言を得ることができました。午後のオープニングシンポジウムでは、ウクライナ支援のために隣国のポーランドで緊急人道支援に従事した大学院生の報告、紛争国の若者が過激派集団から離脱する支援を行う若手NGO代表の報告とともに、長年国連世界食糧計画に務め、緊急人道支援に熟知している方にも参加いただき、若い世代やNGOの役割に関する助言をいただきました。今後とも学会の重要な取り組みの一つとして、緊急人道支援におけるユースへの働きかけを続けながら、学会にユース部門を設立することも考えています。この点は、他の学会にはない試みで当学会の特徴とも言えます。

さて、最後に「緊急人道支援研究」創刊号を概観してみたいと思います。当然ながら、再三の繰り返しになりますが、研究者と実務者がそれぞれの立場からの緊急人道支援に対する貴重な問題提起をおこなっているとともに、政策提言等がなされています。今回は創刊号であったことで少し広報が遅れたこともあってか、少なめの2本の玉稿の掲載となってはいますが、とはいえ本学会誌の意図を反映した内容のものと考えます。

榎木美樹氏は長年インドなどの南アジアの地域を中心に研究をされており、多くの論考を発表しています。様々な研究機関等でのご経験を踏まえて、今回はインドにおけるチベット難民に関する玉稿を寄稿しておられます。同様に、三宅隆史氏も長年シャンティ国際ボランティ会で図書館活動を展開されており、その後大学教員として社会教育等の研究指導もされており、実務経験を背景にした論文を寄稿されています。いずれも本学会誌が意図する内容を反映しており、読者には多くの示唆を提供していることでしょう。次の第2号には、より多くの会員からの投稿を期待したいです。

緊急人道支援ジャーナル

内海成治初代会長を偲んで - 緊急人道支援に託された未来への可能性 -

緊急人道支援学会 事務局長／近畿大学教授　桑名恵

緊急人道支援学会設立のきっかけ

緊急人道支援学会の設立日からわずか4日後の2023年9月16日、内海成治初代会長は急逝された。9月12日に近畿大学で開かれた創設記念集会では、内海先生が多くの参加者を前に、愛嬌深く、ユーモアを交えながら、初代会長として新学会設立への熱い思いを語り、意気揚々とされる姿を目の当たりにしていただけに、設立に関わった関係者皆にとってあまりにも突然のことだった。

そもそも緊急人道支援学会設立の構想は、内海初代会長の発案がなければ生まれなかった。きっかけは、コロナ禍の2022年10月末に京都で開かれた『緊急人道支援の世紀：紛争・災害・危機への新たな対応』（2022）の出版を祝う、編著者3名（内海先生の他に、大西健丞氏、筆者）の会食であった。脱稿後にも立て続けに起こっていたコロナウィルス感染症の世界的流行や、トルコ・シリア地震、ウクライナ侵攻などの深刻な人道危機に接し、内海先生から、本で書いて終わりというのではなく、常に人道支援に関わる知恵や実践のアップデートをしていく場を設けることが必要なのではないかと問題提起されたことにある。様々な危機が連動し複雑化している今日、人道支援のパラダイムが変わりつつあることは本の中でも強調されていた点だ。また、高い確率で起こると予測されている日本国内の大規模災害を念頭に置いた場合、現在の日本の人道支援の体制では立ち行かないという強い懸念を持っていた大西氏もすぐに賛同した。私自身は、組織の立ち上げや持続的に運営することの労苦に対する心配が頭をよぎりながらも、本に書くだけでは変えられない現実があり、学会設立への好機がそう何度も巡ってくるわけではないと考え、サポートすることに同意した。こうして、セクターの垣根を超えて、知恵を総動員し、人道危機への新たな仕組みや支援環境を創出するという大きな目的を掲げ、学会の設立を目指す動きが始まったのであった。

国際教育協力への貢献

内海先生は、1981年以降、国際協力事業団（現・国際協力機構：JICA）の国際協力専門家としてマレーシアに派遣されて以来、40年以上の長きにわたり、国際教育協力の実践・研究に関わって来られた。1996年4月には、大阪大学人間科学研究科ボランティア人間科学講座教授に着任し、文部省学術国際局国際企画課国際協力調査官を併任しながら、国際協力分野における教育協力やボランティア研究を推進された。特にボランティア研究という分野は新しい研究分野であったこともあり、「国際ボランティア学会」の設立（1999年）にも尽力された。他にも「アフリカ教育学会」の前身となる「アフリカ教育研究フォーラム」の創設者であったことを考えると、内海先生にとって、新しい領域に学会を立ち上げるという発想は、私が思っているほど特別なことではなかったのかもしれない。

内海先生は、大阪大学に在任中、2002年11月から1年間、教育大臣のアドバイザー（JICA専門家）としてアフガニスタンに赴任された。アメリカ同時多発テロを受けてタリバン政権が崩壊し、新たな政権が樹立されたばかりの教育復興の初期段階で、教育省及び高等教育省のキャパシティビルディングや女子教育支援などに関わる政策立案と実施に貢献された。私は当時大阪大学人間科学研究科の博士後期課程の学生であり、内海先生の赴任より少し前から保健分野で活動するNGOの駐在代表としてアフガニスタンに赴任していた。内海先生がアフガニスタンに来られてからは、当時カブールに赴任されていた様々な機関・組織の日本人の協力を得て、大阪大学に「遠隔教育」と題して衛星回線を使ってのゲスト講義の提供を手伝い、週末に夕食を共にするなど、現地で親交を深める機会が多かった。

内海先生はこれらのアフガニスタンでの現場経験から、日本の国際協力にこれまでにはない大きな変化が起こったことを指摘した。第一に、紛争の予防や平和構築など、新しい領域が国際協力の重要分野になったこと。第二に、開発支援のみならず緊急支援、復興支援をも視野に入れる取り組みが求められるようになったという、時間的広がりが生じていること。第三には、パレスチナやアフガニスタンなど現在も紛争が続いている新しい地域や国が支援の対象となったという地理的な拡大である。専門知がない分野で、「まったく違う考え方、支援方法」の検討が求められ、「研究手法の変革と同時に、学問分野や手法の拡大」の変更が迫られていると問題提起している（内海2017:148-149）。教育や保健など

セクター別の実践や研究は進められていても、緊急人道支援という横串を刺して包括的に、学問的に検討する場の必要性をその時点で早々に感じていらっしゃったのかもしれない。

アフガニスタンから帰国されて以降は、新しい国際協力の動向をより深く分析するため、紛争や災害後の緊急人道支援や復興支援のあり方に関する調査を、ウガンダ、南スーダン、東ティモール、アフガニスタンなどで、精力的に進められた。中でも、紛争後の複数地域での研究調査を通して提唱した、教育における「難民化効果」研究は示唆深い。難民になるということは多くのことを失うことになるが、これらの研究から、「どういう状況でも失われないもの、知識・技能や資格などに対するニーズ」、すなわち教育熱が高まる傾向があること、そして教育を求めて難民になり自分の人生を切り開こうとする傾向を数々のフィールドワークを通して解明した（内海、2007）。

内海先生の国際協力分野の貢献でもう一つ特筆すべきことは、ご自身の学術調査において、院生、学生と共に調査を行うなど、若い世代の育成を常に意識されていたことである。私は現場のNGOの担当として、東ティモールやアフガニスタンで学生を伴っての調査に同行することがあったが、学生では滅多に触れることのできない面会先、フィールド調査の場を提供していた。同行した学生の研究成果は、内海成治編著『はじめての国際協力―変わる世界にどう向き合うか』（2012）という一冊の本としてもまとめられているほどである。今では、外務省、JICA、NGO、大学教員など国内外の国際協力分野での卒業生を輩出し、そのうちの何名かには本学会の立ち上げや運営の大きな力となっていただいている。また、国際ボランティア学会の実践賞（村井吉敬賞）の創設への働きかけ、国際開発学会の賞選考委員長としての尽力など、若手の研究者への道を開くための学会賞の充実に注力されてきた内海先生の姿もそばで見てきた。

緊急人道支援に見出した未来への可能性

長年国際教育協力に関わって来られた内海先生は、緊急人道支援をどのように捉えていたのだろうか。『緊急人道支援の世紀』（2022:5-6）の中で、内海先生は、受ける人々に寄り添うこと（レシピエント・ドリブン）の支援の重要性を強調し、緊急人道支援を「人間の尊厳の表現」であるとした。特に教育支援に携わられてきた立場から、尊厳が最も損なわれる可能性の高い子どもや人々（特に女性）の声に素直に耳を傾けることから始めるべきであると説いた。支援は、内戦や被災の影響を受け、尊厳が損なわれた人々と私たちが「共に生きる世界を形成するための働きかけ」であるとし、人道主義に通底する考えが伺える。私の脳裏に焼き付いている、カメラを片手に、いつもにこやかに、子どもや母親に気さくに話しかけられていた内海先生の姿とも合致する。

さらに、人間社会は、「社会や自然からの大きな力によって危機に直面することは避けられない」状況にあるものの、「自分がどうにもできない危機の現実の中で、そこで悲しいものではなく、その原因や対処を必死で考えること、そして思い続けることで、その悲しみを克服できるということなのではないだろうか。」（2022:5-6）との考えを示し、ここに緊急人道支援が持つ可能性の原点を見出している。また、フィールドワークの集大成としてまとめられた別の著書『ボランティア・難民・NGO：共生社会を目指して』では、危機を打開し、共生社会を実現する手がかりは、少数の偉大な人格によってではなく、「無数の人格が蟻のように働くことで作り出される」(内海、2019: 332)と主張している。さまざまなセクター、組織、市民社会が集結・協働できるような緊急人道支援、国際協力を拡大・発展させていくことに託した未来への希望を読み取ることができる。

おわりに

このように、内海先生が緊急人道支援学会の設立を目指された強い思いには、教育支援のみならず、共に生きる社会をつくる大きなアクターとしての国際協力、緊急人道支援、そして一人一人の姿勢のあり方にまで至る新たな方向性の模索があったのではないかと思う。内海先生が強いイニシアティブで生み出してくださった緊急人道支援学会を、これからも継続し変容するであろう人間社会の危機において、人間の尊厳を何よりも重要視できる人道支援の実現を模索し、探究する場として機能できるように推進していかなくてはならない。2025年2月の第二回緊急人道支援学会大会では、緊急人道支援学会賞（内海成治賞）の創設も決定した。表彰の機会が、内海初代会長が設立時に抱いていた緊急人道支援に対する思いを継続的に再確認できる場になればと願う。

引用文献
内海成治編著（2012）『はじめての国際協力―変わる世界にどう向き合うか』昭和堂.内海成治（2017）『学びの発見：国際協力論考』ナカニシヤ出版.内海成治（2019）『ボランティア・難民・NGO：共生社会を目指して』ナカニシヤ出版.内海成治・桑名恵・大西健丞編著（2022）『緊急人道支援の世紀』ナカニシヤ出版.

インドにおけるチベット難民 - 無国籍状態で長期化する難民社会の苦悩 -

甲南大学　榎木美樹

要旨

本稿は、帰還が現実的でない長期化難民のうち、とりわけ無国籍状態にあるチベット難民を対象に、第一次庇護国インドにおける社会統合の実態を踏まえ、その限界と可能性を検討するものである。そのために、インドが亡命チベット人に対して実施する社会統合政策の展開と課題、ならびに第三国定住をめざした合法・非合法の移動実態を明らかにする。方法論としては、国際レジーム論に依拠して難民への対処枠組みを検討し、難民レジームに照準することで人道主義の本質に立ち返る必要性を示した。亡命チベット社会の実態については、飛び石的に実施した計36カ月のフィールドワークに基づいて難民個人の言説を汲み上げた。

分析の結果、インドは独自の政策枠組みによって亡命チベット人の文化的・経済的生活を支えてきた一方で、市民権の付与を回避し続けたことにより、亡命社会内部での不平等や摩擦を生じさせていることが明らかになった。また、第三国定住の選択肢も限定的であることから、合法・非合法を問わず、人々の移動実践が多様化していることも判明した。第一庇護国が継続的な社会統合を実施してなお「恒久的解決」には至らず、長期化する滞留状態は、難民当人に無能力をより意識化させ、難民個人の自己決定と自己責任による新たな生存戦略の練り上げを個人に負わせる事態を招くことを示した。

はじめに

現在、紛争や迫害により故郷を追われた人の数は1億人を超す（UNHCR, 2024: 2）。難民問題の恒久的解決策として（1）自主帰還（2）受入国への社会統合（3）第三国定住が挙げられるが、冷戦終結後、いずれの解決策も行き詰まり、2024年現在で、世界の難民全体の67%、2,470万人は長期化難民である（UNHCR, 2024: 40）。帰還の目途が立たない難民にとっては、流出した先の国や地域で生存を確保し生活再建できるか否か、つまり（2）受入国への社会統合と（3）第三国定住が決定的に重要である。本稿は、帰還が望めない難民、中でも国家承認を得られない無国籍者の生活再建を方向づける受入国・地域への社会統合と、第一庇護国での滞在が長期化した無国籍者の第三国定住を志向する実態と展望について、インドに流出したチベット難民（亡命チベット人）を事例に検証する。

1959年の最初の大規模流出以来、チベット難民の亡命生活は65年が経過しているが、帰還の目途はまだ立たない。チベット難民に対する可動性を保障するホスト国の措置が、滞留難民（protracted refugee）状態を生きる人びとにとって、決定的に重要かつ現状可能な唯一の方途である。滞留難民状態にある無国籍者たるチベット難民の生活再建を、社会統合と第三国定住の観点から整理し、その課題と展望を示すことが本稿の目的である。

1. 難民の社会統合と定住に関する国際社会の応答とチベット難民

難民問題の恒久的な解決策として、「自発的帰還」、「第一庇護国での統合」（社会統合）、「第三国定住」（定住）が模索される。1980年代までこれら3つは同等の位置を占めてきたが、1990年代以降、増え続ける難民への対応と保護する国々の負担分担の観点から、社会統合と定住が注目されるようになった（Fredriksson & Mougne, 1994）。難民問題に取り組む国連機関UNHCRは、ユーゴスラビア紛争時の数百万人規模の難民・避難民、イラク難民、ベトナム難民への支援アプローチを例示しながら、（1）庇護された人々が自活し帰還に向けた資金を蓄えることができるまで当面は第一庇護国における統合や一時的な再定住を導入すべきこと、（2）第一次庇護国に的を絞った開発プログラムを確立して自国に留まることを希望する難民に長期的な庇護を与えること、（3）再定住は必ず難民を低開発国からより豊かな国へ移送するという前提を再検討するよう呼びかけ（UNHCR, 1995）、一時的な保護が難民の移動を管理する効果的かつ公平な手段であるとして、乏しい人道資源を有効活用する方途を示した。1990年代以降、UNHCRは難民の自立促進や地元社会への定住促進を目的とした援助へ着手しているが、中長期的な視野で実施される開発援助は緊急援助を要する突発的な難民危機の発生によって規模の縮小を余儀なくされる（中山、2017:46）。2015年の欧州難民危機に際しては、排外的態度をとる国が複数登場したことが再認識された（佐藤、2018）。いかに人道主義に基づくとも、国家による負担分担と安

全保障の視点は欠くことができない現実を国際社会に突きつけた。

ロングは、西アフリカやアフガニスタン出自の難民の事例を示しながら、政治や経済の基盤が脆弱な本国への帰還より、移動した先での市民権の獲得につながる移動の自由や就労権を難民に付与する政策を提言する（Long, 2017）。だが市民権の付与は容易ではない。受入国において就労・住居・教育・保健医療等の資源や地域コミュニティとのネットワーク形成が機能して統合・定住が促進されれば難民の生活は立て直しに向かうことは明らかだが（稲葉、2003；久保山、2003；石川、2017）、これらはあくまで配慮された庇護者としての制限の範囲で保障された地位であって、当該国の国民と同様の権利を行使し得る市民権獲得の文脈ではない。ロングの提言は、人間の権利としての移動の自由を規範的に示して長期化難民を選択と自立を行使しながら生きる亡命者と位置づけようとする点で前衛的であるが、受け入れ国の負うリスクや負担の検討が不十分である。多くの第一次庇護国は、自国内に多くの貧困層を抱える開発途上国で、自国民の就労や教育、福祉へのアクセスを提供できていない国も多い。

1960年代初頭、UNHCRはインドと協力してチベット難民を支援したが、1975年に支援を終了した（Phuntso, 2004: 145）。以降、UNHCRはインドからほとんどの職員を撤退させ、インドにおけるチベット亡命コミュニティのニーズを汲み取る第一の責任は中央チベット行政府（Central Tibetan Administration. 以下CTAとする。いわゆる「チベット亡命政権」）にあるという立場を公式に採っている（TJC, 2011: 23）。

1975年のUNHCRのチベット難民支援の終了以降、チベット難民が採り得る現実策は、インドによる社会統合とその先にあるかもしれない第三国定住のみとなった。従来のチベット難民への研究では、第一庇護国あるいは第三国への移動の方途や法的手続き問題を究明するもの（榎木、2007；Lindly, 2010；Adhikari, 2013；Benezer & Zetter, 2015；Schon, 2015；Yamamoto, 2019；榎木、2020）、ホスト社会と難民との摩擦や対立を報告するもの（榎木、2009; Carswell, Chambers & Neve, 2019; Shinde, 2016; クリストファー、2020）は多いが、受入国における社会統合、あるいは定住を念頭に置いた議論は十分なされているとは言えない。難民の世代交代が進み、インド生まれインド育ちの難民2世・3世が輩出される今日的状況において、若い世代は滞留難民状況を生きざるを得ない（榎木、2019; 榎木、2021）。

他方、チベット難民は「世界で最も成功した難民」（Norbu, 2003: 190；Choedup, 2016: 15; Mehra, 2020）、「難民界の優等生」（田中、2002: 174）と称される。こういった他称による言説は既に1960年代からみられ（Goldstein, 1978: 399）、1990年代以降顕著になる（田中、2002；Norbu, 2003；Dolma, 2019）。インドにおける社会統合が順調に進んだことを示すといえようが、統合の内実については断片的であるうえ、長期化無国籍難民状態で60年を超える亡命生活にある現在のチベット難民自身の捉え方はまた異なるだろう。

以上を踏まえ本稿では、チベット難民からみた社会統合を、インドが実施した「チベット人リハビリテーション政策」（Tibetan Rehabilitation Policy）の意図や運用の点から検証し、第一次庇護国インドにおける社会統合と第三国定住の実態について、長期化する無国籍難民の包摂がいかなる内実を伴うのか明らかにする。「チベット人リハビリテーション政策」は、インド政府が実施し、CTAがチベット難民を代表して履行するものである。

2. 調査対象と方法

亡命チベット社会に対するフィールドワークは、1999年から現在まで断続的ではあるが継続的に実施した。この25年間における合計調査期間は36か月で、主たる訪問先は、インドのデリー、ダラムシャーラー、サールナート、デヘラードゥン、ムスーリー、バンダーラ、バンガロール、ムンゴッド、バイラクッペの亡命チベット人定住地である。調査方法は主として参与観察とスノーボール・サンプリングによる聞き取り調査で、筆者を受け入れてくれる居住地や個人宅に滞在しながら、こちらの問いかけに応じてくれる人びとに対して半構造化インタビュー方式で実施した。亡命チベット人の定住地を訪問するには、インド内務省からの保護区域入域許可証（Protected Area Permit. 以下PAP）が必要である 。PAP申請に際し、当該亡命チベット定住地に受け入れ先（身元引受人）をたてる必要がある。外国人である筆者を受け入れる責任を負ってくれるのは、当該定住地内のCTA関係者や寺院関係者、定住地内の有力者などの場合が多い。PAP取得後に当該定住地を訪問する際にもその身元引受人に同行してもらって、調査対象者候補の紹介を受け、それが雪だるま式に拡大して調査が進むというのが通常の形態である。紹介された人びとにはインタビュー前に調査の趣旨・目的、対象者の権利、データの公表・活用等について説明を行い、了解をとった。

本論で扱う調査地はインドのカルナータカ州のバンガロールと州内の亡命チベット人定住地（2018年に10日間、2019年に15日間、2023年に15日間、2024年に10日間）およびウッタラカンド州内の亡命チベット人定住地（2017年に1か月、2018年に15日、2024年に5日）である。なお本稿中で用いる個人名は匿名であり、個人の特定を避けるため定住地の名称は記載しない。亡命チベット人定住地内の2つの寺院および定住地事務所、CTAの役所や図書館でも資料を収集した。

3. インドにおけるチベット難民の社会統合

3-1.インドの難民受け入れと法的地位

チベット難民とは、1949年以降顕著になった中華人民共和国（以下「中国」）共産党によるチベット侵攻により、1959年にチベットの聖俗両界の長たるダライ・ラマ14世がインドに亡命し、続いて8万人のチベット民衆がインドに、他の数千人がネパールやブータンに流れ込んだ一連の人の移動により、チベットの領域外で暮らす人々のことをさす。現在、チベット人ディアスポラは12万8,000人で、インドに94,203人（男性53,414人／女性40,789人）、ネパールに13,514人（6,543人/6,971人）、ブータンに1,298人（642人/656人）である（Planning Commission, 2009: 66）。インドは最大のチベット難民受け入れ国として今日まで機能してきた。

インドは1951年の「難民の地位に関する条約」および1967年の「難民の地位に関する議定書」を批准していない。したがって、難民状態にある者が入国してきた場合、インド政府は難民の送り出し国との二国間関係に基づいて難民問題を個別に処理する。インドにおける難民の地位は非常に恣意的であり、近隣諸国との地政問題の見地から判断が下されるため、統一された審査や保護の基準はない（Kharat, 2003: 305）。チベット難民に対する処遇はインドの外交政策に従ってダブル・スタンダード方式が採られてきた。これにより、越境したチベット人への処遇としては、難民という名目で受け入れるが、受け入れ後インドに滞在する資格は外国人として対処された。

在留資格が外国人であるチベット難民は、外国人登録をし、インド政府が発行する諸々の証明を所持している。書類によって異なるが、その国籍（nationality）や本拠地（place of origin）、滞在理由（purpose of visiting India）を記載する欄には「チベット（人）」（Tibet/Tibetan）、「難民」（refugee）と記載されている。

チベット難民に対し、インド政府は居住証明書（Residential Certificate：略称はRC）を発行する。管轄はインド内務省管轄下のFRRO（Foreigners' Regional Registration Offices）である。RCとはインド滞在中の身分証明書であり、これを所持していることでインド国内の移動、就業が可能になる。

インド国外への渡航を可能にするもので亡命チベット人のもつ身分証明としてIC（Identity Certificate）がある。これは実質のパスポートで、インド内務省の管理下に発行される。インドを出国して外国に行く場合には、当該国のヴィザが必要になるが、ヴィザ申請には説得力のある渡航理由とICの提示、身元の保証（特に経済的な保証）を証明する書類を提出しなくてはならない。渡航先からインドに帰ってくる際には、外国人としてインドのヴィザを取得して入国する必要もある。ICは黄色い冊子で表紙にはインド政府の国章がある。

3-2. インドのチベット難民受け入れ政策

チベット難民のインド居住は、帰還までの暫定的滞在とみなされたため、インド政府は非同化アプローチを採用した（Choedon, 2019: 25）。この非同化アプローチは、チベットの文化とアイデンティティを維持するために、チベット人を難民キャンプ（後の定住地）に集住させるものとして開始された。まず、ネルー首相兼外相が難民キャンプを設置できる土地の提供を各州政府にかけあい、チベット難民の生存基盤の確保が図られた（Avedon, 1997: 86-92）。ネルー首相の呼びかけにまずマイソール州（現カルナータカ州）が応じ、1959年末、南インドに最初のチベット人定住地が提供され、最初の700世帯弱のチベット難民が入植した（Avedon, 1997: 87-88）。このような定住地は、1960年代中ごろまでには38か所（インド、ネパール、ブータンの南アジア3か国）になり、1980年代初頭には44か所、10万人が生活する場所となった（Avedon, 1997: 87-90）。集住地内において、住居、教育（チベット語の習得および僧院教育）、就業などを支援することがチベット難民に対するリハビリテーション政策となり、それに関して毎年インド政府の予算がつけられた（Ministry of Home Affairs, 1950-2022年の各年次報告書）。

3-3. チベット人リハビリテーション政策の変容と課題

チベット難民の生存の確保から生活基盤の整備に重きが置かれた最初の数十年の経過を経て、これまでチベット人へのリハビリテーション政策は2度見直された。亡命27年目の1986年10月、チベット難民に関する初の会議とワークショップが首都デリーで開催された。元インド内務相とCTAの内務相および定住地官吏が出席し、チベットの文化とアイデンティティを長期間維持する必要性を議論した（Phuntso, 2003: 144-145）。このワークショップを受け、CTA内務省は「リハビリテーションと再構築の第2フェーズ」政策を打ち出し、定住地内における機械化農業生産の促進と生産物の多様化、小規模業の立ち上げ支援を掲げた（Department of Home, 2000: 1）。これが1度目の見直しで、CTAが主導した。

2000年代になると、チベット難民再定住スキームの具体的支出額がインド内務省の年次報告書に明記された。2003-04年報告書では、それまで用いられてきた「再定住」（resettlement）という文言に代わって「一時的な定住」（temporary settlement）という表現が出現し、「チベット難民のリハビリテーションはほぼ完了した」ことが報告された（Ministry of Home Affairs, 2004: 123）。この記載から10年後の2014-15年報告書では、チベット人リハビリテーション政策（Tibetan Rehabilitation Policy: TRP2014）が施行され、各州政府はチベット難民に対し可能な支援を行う旨が記載された（Ministry of Home Affairs, 2015: 235）。これが2度目の見直しである。TRP2014 は、市民権付与には触れないものの、チベット難民の恒久的定住と政府スキームのインド国民同様の享受を保証するものであったため、チベット難民を受け入れている州政府や州住民から反発が起き、策定から5年後の2019年時点でTRP2014を実施したのは10州中の5州に留まった（Choedon 2019: 23）。策定から10年が経つ2024年9月時点では、チベット人定住地を擁するすべての州においてTRP2014の実施に関する州決定（execution）は完了しているものの、3州は未だ具体的実施（implementation）には至らず、「進行中」（in the process）である。この間、CTAは各定住地の土地の名義と使途の再調査に努めた。

TRP2014の州レベルでの実施段階で州内住民から強い反発を受けた州がある。その一つであるアルナーチャル・プラデーシュ州では、州内の政治団体、学生団体、住人などからTRP2014の実施は、州人民のアイデンティティと文化を脅かし、先住民族コミュニティに対する憲法上の保護措置が希薄になると主張する強い抗議活動が起きた（GK Today, 2017）。他方、チベット難民の権利を守る方向で機能した例として、ある南インドの亡命チベット人定住地では、インド住民との隣接地に立地する亡命チベット人定住地の土地がインド農民によって占拠されて耕作されていたが、TRP2014の履行によって土地使用をチベット人側に取り戻すことができた。また、別の南インドの亡命チベット人定住地では、チベット人定住地として貸借されている土地を、パンチャーヤト（インドの村レベルの統治機構）が事務所として接収しようとして係争になり、TRP2014によってチベット側に権利が認められた（Balasubramaniam & Gupta, 2021: 83-85）。

インドのTRP2014 は、無国籍の難民である亡命チベット人に対しインド内の定住地に恒久的に居住することを条件つきではあるが保証し、インド国民とほぼ同様の福祉制度の享受を付与する点において画期的であり、従前の政策に比しておしなべてチベット難民の権利を拡大する効果を発揮した。しかし、市民権の付与――チベット難民をインド国民に編成するということ――ではないため、チベット人が当該社会で享受する利益が地元を圧迫するという議論を常に喚起して政治利用され、しばしば思いつめた地元インド人によるチベット人への暴力を伴う示威行為にも発展してきた（例えば2018年のチベット人への切りつけ事件など）。

また、インドで生まれた亡命チベット人にもかかわらず、チベット難民に貸与された土地にアクセスできない人びとの存在や、1979年から2003年の間にインドに入国し、居住証明（RC）とそれに付随する権利や資格を拒否された人々の存在（McConnell, 2011: 972）は、亡命社会内の不満や不平等感を顕在化させる。これらの人びとはチベット難民でありながらTRPなどの諸政策に直接アクセスできないからだ。政策を実施するうえでのCTAとチベット難民間のギャップも指摘されている（Choedon, 2019: 26）。政策の受け手であるチベット難民とその行政主体であるCTAとの認識の食い違いは、CTAに対する不信感ともなり、亡命社会内の不和や分裂の要因になり得る。

4. 第一庇護国（インド）から第三国（西欧諸国）への移動

近年、ヒマラヤを越えネパール経由でインドに流入するチベット難民は激減する一方、

亡命社会からの人口流出は増えている。CTAの社会資源開発基金（Social and Resource Development Fund：通称 SARD ）によれば、今や亡命チベット人の半数近くは南アジア以外の地域に居住している（SARD, 2020）。亡命社会からの人の移動は、第三国定住を目的に行われ、主として合法的三国移住、不法な移動、合法だが歓迎されにくい移動の3つの方法で行われる。

4-1. 合法的第三国移住

亡命初期の1950年代、チベットからインドをはじめとする南アジア諸国を経由しての第三国への移動は、チベット人エリートに限られており、人難民として1,000人の縁組やスポンサーシップを得たり婚姻を通して移動する人はとても少なかった（Dolma, 2019: 33）。他方、チベット問題を支援する西欧諸国のチベット人再定住プログラムを利用することで、合法的に西欧諸国へ移動した。1963年、スイスは同国史上初めての非ヨーロッパチベット人を受け入れ（Meiner, 2010）、1971年には、228人のチベット難民がインドからカナダに移動した（Contenta, 2010）。1972年、CTAが選考した政治犯とその家族を中心に995人のチベット人がオーストラリアへ（Meiner, 2010）、1990年には1,000人のチベット人がアメリカへ移動した（Gyaltang, 2003；Hess 2009）。1960年代と2000年代に留学を通して日本に移動した者もいる（三谷、2015）。これらの再定住プログラム、各国の奨学金・留学制度、結婚によって合法的に移住する者は、RC（居住証明）やIC（アイデンティティ証明）を所持している。合法的な手段で最初に移動した人が、当該国での移動手続き完了後に行う婚姻や家族呼び寄せなどによる人口移動が、亡命社会からの人口流出の要因のひとつである。

4-2. 不法な移動

合法的に移住できる人とは対照的に、偽造パスポートや偽りの書類を使って不法に渡航を試みる者たちもいる。中東やアフリカ、南アジアからヨーロッパをめざす非正規移民の存在が、書類の売買や捏造によって移住を試みることはさまざまな研究で観察されている（Navaro-Yashin, 2007；Vasta, 2011；Shinde, 2016；Chhotray & McConnell, 2018）。インドからヨーロッパへ移住しようと偽造パスポートを使用して空港で逮捕されたチベット人についても、メディアは大々的に報じた（The Times of India, 2016；The Times of India, 2018）。これらチベット人は、いずれも旅行会社やブローカーに一人あたり10万〜12万ルピー（約1,500 〜 1,800USドル）払って、韓国やマレーシアなどアジア諸国のパスポートを購入し、それを使用してインドから出国しようとした。これらの人々は、自らのチベット難民としてのRCやICを保持している場合もあれば、保持していない場合もある。相当数のチベット難民が不法に移動しているとみられるが、統計はないので実数は不明である。

4-3. 合法的だが歓迎されにくい移動

2011年を最後に、西欧先進国が実施する再定住プログラムが実施されない状況下、インド国籍を取得して他国へ移住するケースが増加しつつある。インド国籍の取得に関しては、人権という観点から国籍取得を主張することのほか、無国籍と亡命チベット人のアイデンティティを同一視する人たちや、国籍取得によって政治活動が可能になることでチベットのための活動につながることの利点を説く人、公言したり他者と情報を共有すべきでない機微な事柄であると考える人など、多様な意見がある（De Voe, 1987；Subha, 1990；Roemer, 2008；Hess, 2009；三谷、2015）。

インド市民権法は、1950年1月26日以降かつ1987年7月1日より前にインドで出生した亡命チベット人に対して出生によるインド国籍取得を認めている（Section 3(1).(a). of the Citizenship Act, 1955）。だが、これを利用してインド国籍を取得する亡命チベット人は2000年代までほとんどいなかった。2008年にデリーでインドパスポート申請を試みた事例がきっかけで亡命チベット人によるインド国籍の取得が大きく取り上げられた。また、2014年のインド総選挙では、上記期間にインド出生の亡命チベット人に選挙権を付与するインド側からのアプローチもあった（Nair, 2014; The Guardian, 2014）。インド国籍取得や選挙権の付与をめぐるこれら一連の出来事は、亡命チベット社会に対し、自分や家族は国籍取得あるいは無国籍状態の継続をどう考えるかという問題を突きつけることになった。

インド生まれ・亡命2世で40代男性のKUの場合、インド市民権法の定める出生期間に該当し、2010年代のインド国籍取得や選挙権付与をめぐる亡命社会での議論を知っては

いたが、長らくインド国籍取得を考えたことはなかった。しかし、2年ほど前の結婚を機に、妻UMと相談のうえ、1年前にインド国籍を取得しヨーロッパに移住する計画を立てている。UMは、定住地での学校教育の後、インドの高等専門教育機関で看護師免許をとり、インドの病院勤務を経て、インド国籍を取得して2023年にヨーロッパのある国に移住した。現在は、看護師として勤務しながら、当該国での帰化を準備している。UMはインド生まれの亡命2世ではあるが、30代前半であるためインド市民権法の規定する出生期間には該当しないが、UMの両親が該当者で、その娘だということで、インド国籍申請が受理された。UMの移住先での状況が安定し、家族呼び寄せが可能な時期になれば、夫のKUも移住する予定である。KUもUMも、RC・ICを所持していたが、インド国籍取得に伴ってそれらは返納した。KUはかつて20代の頃、合法・非合法の手段でのアメリカやヨーロッパへの移住を複数回計画したが、合法的な方法はうまくいかず、非合法な方法を試みることへの良心の呵責に耐えかね、加えて経済的な理由もあって、移住を諦めていた。インド国籍の取得は、結婚後に夫婦で考えた合法的手段での移住であった。KUは、インド国籍を取得したことについて、実家の親族へ事後報告した。あらかじめ言うと思い止まるよう説得されると思い、「チベット社会を裏切るようで心苦しかった」「公言するようなことではない」と考えている。インド国籍取得後の今も、その事実を知るのは実家と妻の家族と、ごく親しい友人だけである。このように、インド国籍を取得しての移住には「後ろめたさ」が付随する。

1991年にCTAが発布した亡命チベット人憲章は、亡命社会に暮らすチベット人の二重国籍を認めている（Charter of the Tibetans in-Exile, Airticle8(2)）。CTAの公式見解でも、インド国籍取得については個人の選択で、CTAはチベット人がインド国籍を申請することを抑止することもなければ、チベット人がインド国籍を申請することを奨励することもないとする（Youten, 2013；Ians, 2013；CTA, 2017）。しかし暗黙裡に、多くの亡命チベット人には民族的アイデンティティと忠誠心を放棄しないように「難民のままであるべき」という考えが存在し、インド市民権に対するCTAの支持の欠如が、一部のチベット人に市民権取得を躊躇させていることも指摘されている（TJC, 2016）。インド国籍を取得することは公的に否定されてはいない一方で、非公式ではあるが歓迎されない雰囲気が存在する状況下、実際にインド国籍取得に踏み切っての他国への移住は、密やかに行われている。

おわりに

以上、1959年の最初のチベット難民の流出以来、インドは第一庇護国として最大数のチベット難民を受け入れ、リハビリテーション政策の実施を通してチベット難民を集団として特定エリアに居住させ生活再建を支援してきたことを確認した。それはインド社会への同化ではなく統合として行われ、チベット難民を独自性のある集団と捉えてその文化や伝統を維持させるために集住させて経済的に自立させる方途が採用された。TRP2014施行によって、土地貸借は厳格化されたが、インド国民同様の社会サービスが保証されるという段階にまで到達した。他方で、1990年代から顕著になった難民社会からの恒常的な人口流出と、2008年以降の新規難民の流入の減少は、インドにおける亡命社会の存続に影を落とし始めていることも確認した。長期化する難民状況の継続によって、それまで機能した社会統合が難民社会内部の要請によって変容していることを示している。人権や尊厳の観点および経済状況の改善のためによりよい生活を求める難民は、自力で自己の居住地を選択し始めている。

インドが実施したTRPの意図は、チベット人亡命者を無国籍の住民としてその土地に定着させることである。インドとCTAの政府レベルの交渉としては、総体としてのチベット難民の生存と生活を保障する機能を果たしているが、当の無国籍のチベット人個人にとってインドでの居住は、暫定的選択肢のひとつであって、本質的解決ではない。チベット難民個人にとっては、成功した難民と称されてなお、脆弱な法的地位と基本的人権の不履行が世代を超えて継承され、移動の自由や所有権などが制限される状況に留めおかれることを再確認したに過ぎない。むしろ、囲い込まれた制限の中で生涯甘んじて生きるか、どこかの国の国籍を取得するために、亡命社会、場合によっては家族とのつながりを絶って生きることを難民個人に突きつける。第一庇護国における速やかな難民受け入れと、非同化アプローチに基づく社会的包摂として中期的には社会統合が重要であることに異論はないが、長期化する滞留状態は、難民当人に得られないものを意識化させ、よりよい生活を求める難民個人の自己決定と自己責任による新たな生存戦略の練り上げを個人に負わせる事態に帰結していく。

65年に亘る長期化無国籍の滞留難民としてのチベット難民の事例は、第一庇護国が継

続的な社会統合を実施しても恒久的解決には至らないことを示している。難民当事者の視点に立てば、むしろ苦悩と状況の複雑性は時間の経過に比例して増しているといえよう。難民援助を人道主義と称することの意義は、問題を非政治化することで活動を可能にするという点にある（Barnett, 2014: 245）。難民問題の真の解決が難民当事者の安全の確保と生き直しであるならば、居住地や国籍にこだわることなく、難民レジームの受益者たる難民自身の生活再建と生きづらさの除去が最優先課題である。いまいちど、国際社会は難民問題の恒久的解決を掲げる難民レジームの人道主義の本質に立ち返る必要があろう。

後注

1　国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees）によれば、2024年末時点で紛争や迫害によって故郷を追われた人は1億2,320万人。うち、難民数3,760万人〔UNHCR支援対象者3,100万人とUNRWA〈国連パレスチナ難民救済事業機関United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East〉支援対象者590万人〕，庇護希望者840万人、国内避難民数7,350万人、その他の国際保護を必要としている人590万人となっている。各国の集計に基づいた2024年末時点の無国籍者の数は440万人だが、この数は推計である。多くの国で無国籍者に関するデータがないため、実際の数はさらに多いと推測される（UNHCR, 2024: 2-5）。

2　母国外にいるチベット人に対する呼称として、「チベット難民」（Tibetan refugee）、「避難民としてのチベット人」（Tibetan as displaced person）、「政治亡命者としてのチベット人」（Tibetan as political asylum）、「亡命チベット人」（exiled Tibetan）、「無国籍者（チベット人）」（stateless〔Tibetan〕）などが使用される。一応の傾向として、政治的迫害者のニュアンスを強調する際には「難民」、「政治亡命者」などと表記され、保護されるべき弱者の面を出す際には「避難民」、「亡命者」、法的立場を表す際には「無国籍者」が用いられる。筆者は、南アジア各国を中心にその国の国籍を持たないで長期滞在するチベット人が存在するそもそもの原因が、国家による迫害であるという点に鑑み、「政治的に迫害された」という意味合いを持つ「難民」、「亡命者」を使用する。

3　筆者は、インド政府奨学金留学生としてデリーのジャワハルラール・ネルー大学大学院（1998年8月～ 2000年5月：留学期間は2年間）、松下国際財団「松下アジアスカラシップ」奨学生としてサールナートの高等チベット学中央研究所大学院（2005年8月～ 2007年3月：留学期間は2年間）の計4年を留学生としてインドで修学した。またJICA（国際協力機構）インド事務所（於：デリー）で6年半（2009年9月～ 2016年2月）就業した。この間は修学・就業の傍ら、当該地に立地する亡命チベット人定住地で調査を行った。これら修学・就業期間以外にも企業助成金や科学研究費助成を受け、また私費でも調査を行った。

4　デリー、デヘラードゥン、ダラムシャーラーに立地する亡命チベット人定住地への入域にPAPは必要ない。

5　インド政府は「友好による中国封じ込め政策」に基づいて、政治的にはチベットを否定することで中国との友好関係を保ち、人道主義の名目でチベット難民を援助することで、対中国防衛に備えて「チベット」を切り札に用いた。人道的配慮と対中国の国防上の攻撃性の観点からチベット難民を受け入れはするが、対中国政策の有効性の観点からチベット独立を主張するような政治的活動は認めないという方針がとられた（広瀬、1981: 51-58）。

6　RCは、1939年の外国人登録条例（the Registration of Foreigners Act 1939）を根拠とし、1992年の同規則（the Registration of Foreigners Rule 1992）に依拠している。これらに基づいて作成されたRCの外形は深緑色の冊子で、申請者の属性（名前、生年月日、身体的特徴、現住所など）の他、インド国内の移動歴等が記入されている。裏表紙にはダライ・ラマ14世の保安事務所（Security Office of His Holiness the Dalai Lama）がインド国内の全ての公的機関に対し、RC保持者の便宜を図るよう要請する旨の記載がある。

7　法規としては1920年と1967年のパスポート条例（Passport〔Entry into India〕Act）に依拠している。但し、ICを所持していれば本人の意思で自由に出入国できるというわけではなく、渡航先からの招聘状あるいは招聘状なしでも出国するための十分な理由（例えば、病気治療、宗教活動など）が必要である。したがって、観光旅行などの理由で出国することはあり得ない。

8　この時、ワークショップに参加していた世界銀行は、チベット難民が亡命先で自分たちの文化やアイデンティティを維持するためには、物理的な近接性を伴った結束を維持することが重要だと述べ、UNHCRは今後もチベット難民に対する法的保護は継続するが、物的援助に関してはインド居住のチベット難民は経済的に自立可能であるとみなし、1975年で終了したと理解している旨発言した（Phuntso. 2003: 145）。

9　2003～2013年は年間約2億ルピー、2015-16年は2.7億ルピー、2016-17年は3.5億ルピーである（Ministry of Home Affairs, 各年次報告書）。

10　CTA官僚よりの聞き取り：2024年9月24日。

11　2019年および2023年のカルナータカ州内亡命チベット人定住地での調査より。

12　デリーの難民レセプションセンターの新規到着者は、2008年以前には年間3,000人ほどだったが、2022年は7人、2023年は40人、2024年8月時点で5人である（2024年8月デリーにて難民レセプションセンター職員より聞き取り）。

13　アメリカへの亡命チベット人の移動には大きく3つの波がある。（1）1950～60年代に20人、（2）1960年代後半から1980年にかけて肉体労働者として524人、（3）1990年にスイスをモデルとしたチベット人1,000人移住計画実施による移動である。この第3波は、チベット人ディアスポラの今日的特徴を基礎づけた。詳しくは拙稿参照（榎木、2020）。

14　2010年のデリー高裁（Writ Petition No.12179/2009 Namgyal Dolkar vs Government Of India, Ministry Of External Affairs, High Court of Delhi on 22 December, 2010）、2013年のカルナータカ高裁（Writ Petition No.15437/2013 (GM-PASS) Tenzin Choephag Ling Rinpoche vs Union Of India, Ministry of External Affairs, Ministry of Home Affairs and Regional Passport Office, High Court of Karnataka on 7 August, 2013）の判決は、インド市民権法1955に該当する亡命チベット人にも出生によるインド国籍を認め、亡命チベット人としてのICは返還されたうえで、インドパスポートが発行された。同様の訴訟は2014年にもあり、同様の結果となった(Writ Petition No.7577/2017 Tamding Dorjee vs Govt Of India Ministry Of External Affairs, High Court of Delhi on 7 November, 2017)。

15　2024年8月16日聞き取り。

参考文献

石川えり（2014）.「日本における難民の現状と社会統合の課題」墓田桂ほか編著『難民・強制移動研究のフロンティア』（125-43頁）. 現代人文社.

稲葉菜々子（2003）.「『共和主義的統合』の終わりと『多文化主義のはじまり』：フランスの移民政策」駒井洋監修、小井戸彰宏編著『移民政策の国際比較』（83-116頁）. 明石書店.

榎木美樹（2007）.「亡命チベット社会と人間の安全保障」『龍谷大学経済学論集』46(5), 1-18頁.

榎木美樹（2009）.「亡命チベット人のアイデンティティ構築：チベット人性の内面化プロセス」『龍谷大学経済学論集』49(1), 1-16頁.

榎木美樹（2019）.「インドにおける亡命チベット人の生計再建：非農業型定住地における事例」『人間文化研究』31, 1-22頁.

榎木美樹（2020）.「北米のディアスポラ:カリフォルニア州サンフランシスコの事例」『人間文化研究所年報』15, 30-39頁.

榎木美樹（2021）.「亡命チベット社会における5-50政策」『人間文化研究所年報』16, 31-38頁.

久保山亮（2003）.「ドイツの移民政策：移民国型政策へのシフト？」駒井洋監修、小井戸彰宏編著『移民政策の国際比較』（117-178頁）. 明石書店.

クリストファー S. (2020).「ダラムサラにおけるチベット人とトライブのアイデンティティをめぐる相互依存と排除」[The Interdependence and Exclusions of Tibetan and Tribal Identities in Dharamshala: 山岸哲也・顔行一（訳）]. 首都大学東京人文科学研究科『人文学報』516(2), 115–140頁.

佐藤俊輔（2018）.「難民危機後の EU：危機の政治的インパクト」『混迷する欧州と国際秩序』（9-18頁）. 日本国際問題研究所.

田中公明（2002）.「チベット」青木保ほか編『アイデンティティー：解体と再構成』(171-182頁). 岩波書店.

中山裕美（2017）.「難民レジームの危機の検討：負担分担と安全保障の関連から」『国際安全保障』45(3), 35-50頁。

広瀬崇子（1981）.「中印国境問題をめぐるネルー外交の論理：1950年代インド非同盟外国に関する一考察」『アジア経済』22(I)2, 44-60頁。

三谷純子（2015）.「事実上の長期化無国籍難民にとっての、もう1つの解決法としての留学:インドの亡命チベット人社会から来日した留学生の事例」『難民ジャーナル』5, 109-126頁。

Adhikari, P. (2013). Conflict-Induced Displacement, Understanding the Causes of Flight. American Journal of Political Science, 57(1), 82–89.

Avedon, J.F. (1997; first published in 1979), In Exile From the Land of Snow: The Dalai Lama and Tibet Since The Chinese Conquest, Rekha Printers Pvt. Ltd.

Balasubramaniam, M. & Gupta, S. (2021). Disciplining Statelessness: Fragmentary Outcomes of the Tibetan Rehabilitation Policy in India. Asian Studies Review, 46(1), 74-92.

Barnett. M.N. (2014). Refugees and Humanitarianism. In E. Fiddian-Qasmiyeh (Eds), The Oxford Handbook of Refugee and Forced Migration Studies, (pp.241-252). Oxford University Press.

Benezer, G. & Zetter R. (2015). Searching for Directions: Conceptual and Methodological Challenges in Researching Refugee Journeys. Journal of Refugee Studies, 28(3), 297–318.

Carswell, G., Chambers, T. & and Neve, G. D. (2019). Waiting for the State: Gender, Citizenship and Everyday Encounters with Bureaucracy in India. Environment and Planning C: Politics and Space C, 37(4), 597–616.

Central Tibetan Administration (CTA), (2017). CTA President Iterates Kashag's Position on Tibetans Applying for Indian Citizenship, on 29 September 2017. https://tibet.net/cta-president-iterates-kashags-position-on-tibetans-applying-for-indian-citizenship/

Chhotray, V. & McConnell, F. (2018). Certifications of Citizenship: The History, Politics and Materiality of Identity Documents in South Asian States and Diasporas. Contemporary South Asia, 26(2), 111-126.

Choedon, T. (2019). Rehabilitation or a Temporal Adjustment: An Assessment of the Tibetan Rehabilitation Policy, 2014. The Tibet Policy Journal, Vol.VI, No.2, 15-38.

Choedup, N. (2016). Tibetan Exile or Diaspora: India as a 'Second Homeland. In P.C. Klieger (Eds.), Greater Tibet, (pp.7-36). Lexington Books.

Contenta, S. (2010). For Tibetan refugees, Canada was literally the new world. The Toronto Star. https://www.thestar.com/news/world/for-tibetan-refugees-canada-was-literally-the-new-world/article_68235557-b38c-5457-a908-2fc42958a9a7.html

Department of Home, (2000). CTRC Update 2000, Central Tibetan Administration.

De Voe, D.M. (1987). Keeping Refugee Status: A Tibetan Perspective. Center for Migration Studies, 2(2), 54-65.

Dolma. T. (2019). Why are Tibetans Migrating Out of India?, The Tibet Journal, 44(1), 27-52.

Fredriksson, J., & Mougne, C. (1994). Resettlement in the 1990s: A Review of Policy and Practice. EVAL/RES/14, UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), 1-53. https://www.refworld.org/reference/research/unhcr/1994/en/76734

GK Today. (2017). Tibetan Refugees in India and Rehabilitation Policy, 2014. web article on 10 September 2017. https://www.gktoday.in/tibetan-refugees-in-india-and-rehabilitation-policy-2014/

Goldstein, M. C. (1978). Ethnogenesis and Resource Competition among Tibetan Refugees in South India: A New Face to The Indo-Tibetan Interface. In James Fisher (Eds) Himalayan Anthropology, (pp. 395-420). The Hague.

Guardian. (2014). 'Tibetans-in-exile divided over right to vote in Indian election', Guardian, unsigned, 7 May. https://www.theguardian.com/world/2014/may/07/tibetans-in-exile-india-elections-right-to-vote

Gyaltang, G. (2003). Tibetans in Europe and North America. In D. Bernstorff & H. V. Welck (Eds.), Exile as Challenge: The Tibetan Diaspora, (pp.244-265). Orient Longman Pvt. Ltd.

Hess, J.M. (2009). Immigrant Ambassadors: Citizenship and Belonging in the Tibetan Diaspora, Stanford University Press.

Ians, D. (2013). Tibetans in exile can apply for Indian Citizenship, on 20 August 2013. https://www.business-standard.com/article/news-ians/tibetans-in-exile-can-apply-for-indian-citizenship-113082000717_1.html

Kharat, R. (2003). Gainers of a Stalemate: The Tibetans in India. In R. Samaddar (Eds), Refugees and the State: Practices of Asylum and Care in India 1947-2000, (pp.281-320). SAGE Publications, New Delhi.

Lindly, A. (2010). Leaving Mogadishu: Towards a Sociology of Conflict-Related Mobility. Journal of Refugee Studies, 23(1), 2–22.

Long, K. (2014). Rethinking 'Durable' Solutions. In E. Fiddaian-Qasmiyeh (Eds), The Oxford Handbook of Refugee and Forced Migration Studies 2014, (pp.475-487). Oxford University Press.

McConnell, F. (2011). Citizens and Refugees: Constructing and Negotiating Tibetan Identities in Exile. Annal of the Association of American Geographers, 103(4), 966-983.

Mehra, M. (2020). World's Most Successful Refugee Community: The Case of Tibetan Refugees in India, In Citizens for Justice and Peace (CJP) website https://cjp.org.in/worlds-most-successful-refugee-community-the-case-of-tibetan-refugees-in-india/

Meiner, B. (2010). Why the Swiss Accepted Tibetans with Open Arms., Swissinfo.ch. https://www.swissinfo.ch/eng/swiss-politics/why-the-swiss-accepted-tibetans-with-open-arms/8643062

Ministry of Home Affairs, Annual Report, Government of Indiaの1950 ～ 2022年の各年次報告。https://www.mha.gov.in/en/documents/annual-reports

MYRADA website. (Date of latest update is not stated). 'history'. https://myrada.org/history/

Nair, S. (2014, February 11). Children of Tibetan refugees can now vote, The Indian Express. https://indianexpress.com/article/india/india-others/children-of-tibetan-refugees-can-now-vote/

Navaro-Yashin, Y. (2007). Make-Believe Papers, Legal Forms and the Counterfeit: Affective Interactions between Documents and People in Britain and Cyprus. In Anthropological Theory, 7(1), 79-98.

Norbu, D. (2003). The Settlements: Participation and Integration. In D. Bernstorff & H. V. Welck (Eds.), Exile as Challenge: The Tibetan Diaspora, (pp.186-212). Orient Longman Pvt. Ltd.

Phuntso, T. (2003). Government in Exile. In D. Bernstorff & H. V. Welck (Eds.), Exile as Challenge: The Tibetan Diaspora, (pp.125-149). Orient Longman Pvt. Ltd.

Planning Commission (2009). Demographic Survey of Tibetans in Exile, Planning Commission, Central Tibetan Administration (CTA).

Roemer, S. (2008). The Tibetan Government-in-Exile: Politics at Large, Routledge Advances in South Asian Studies, Routledge.

Schon, J. (2015). Focus on the Forest, Not the Trees: A Changepoint Model of Forced Displacement. Journal of Refugee Studies, 28(4), 437–467.

Shinde, P. (2016). The Political Technologies of Caste: Manufacturing a Caste Certificate in a Mumbai Slum. South Asia: Journal of South Asia Studies, 39(1), 93-108.

Social and Resource Development Fund (SARD), Central Tibetan Administration. (2020). Baseline Study of the Tibetan Diaspora Community Outside of South Asia, CTA, Dharamsala.

Subha, T.B. (1990). Flight and Adaptation: Tibetan Refugees in the Darjeeling-Sikkim Himalaya, Library of Tibetan Works and Archives.

The Times of India, (2016). 4 Tibetans held with the fake passports at IGI, on 5 August 2016. https://timesofindia.indiatimes.com/city/delhi/4-tibetans-held-with-fake-korean-passports-at-igi/articleshow/53548516.cms

The Times of India, (2018). Tibetan travel agent held for selling fake passports, on 16 August 2018. https://timesofindia.indiatimes.com/city/mumbai/tibetan-travel-

agent-held-for-selling-fake-passports/articleshowprint/63323447.cms

Tibet Justice Center (TJC). (2011). Tibet's Stateless Nations II: Tibetan Refugees in India. chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.tibetjustice.org/reports/stateless-nationals-ii/stateless-nationals-ii.pdf

Tibet Justice Center (TJC). (2016). Tibet's Stateless Nations III: The Status of Tibetan Refugees in India. chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.bu.edu/law/files/2016/09/Tibets-Stateless-Nationals-II-FINAL-report.pdf

UNHCR. (1995). The state of the world's refugees 1995: In search of solutions. Oxford University Press.

UNHCR, (2024). Global Trend Report 2024. UNHCR.

Vasta, E. (2011). Immigrants and the Paper Market: Borrowing, Renting and Buying Identities. Ethnic and Racial Studies, 34(2), 187-206.

Yamamoto, T. (2019). Citizenship in-Between: A Case Study of Tibetan Refugees in India. In Tatsuya Yamamoto & Ueda Tomoaki (Eds.), Law and Democracy in Contemporary India: Constitution, Contact Zone, and Performing Rights (pp.85–112). Human Rights Interventions.

Youten, T. (2013). Indian Citizenship: a Dilemma for Tibetans, Contact. On 18 September 2013. https://www.contactmagazine.net/indian-citizenship-dilemma-tibetans/

＊記載のURLは、2025年2月10日にアクセスを再確認した。

紛争の影響を受けた子どもの心理的ストレスに対する図書館活動の効果 - ミャンマー帰還難民の事例から -

立教大学　三宅隆史

要旨

本研究の目的は、①紛争の影響を受けた子どもの心理的ストレスに対する図書館活動の効果の有無を明らかにすること、②効果があるとすれば効果発現の要因を明らかにすること、の2点である。タイ国境のミャンマー難民の帰還村における図書館活動プロジェクトを事例に利用者群と非利用者群の子どもの心理的ストレス反応尺度についての質問紙調査を実施し、定量分析を行った。推定結果は、図書館活動は子どもの心理的ストレスを減少させるうえでの効果があることを示し、３種類の下位尺度のうち「無気力」(Helplessness) に対して最も効果があることが明らかになった。効果発現の要因として、第一に図書館での読書体験によって子どもは、他者とのつながり、信頼、協力の大切さを感じることができるため、孤独感や無力感が軽減すること、第二に図書館は子どもが、仲間と時間と空間を共有できる「居場所」であること、第三に、読書だけでなく、読み聞かせ、遊び、スポーツ、歌、工作等の多様な教育文化活動への参加が総体として、効果発現に寄与していることを示した。

1. 研究の背景と課題

緊急時における精神保健・心理社会的支援（MHPSS：Mental Health and Psychosocial Support) は、緊急時における人道支援の重要な介入の一つであり、人道支援機関による経験や知見が蓄積されている（UNHCR, 2017; ISAC Global Protection Cluster Working Group and IASC Reference Group for Mental Health and Psychosocial Support in Emergency Settings, 2010）。一方、その効果についての実証研究は、臨床的な心理的ケア、すなわち個人に対する心理カウンセリングやグループセラピーの効果検証は比較的多いものの、危機時に人道支援団体が取り組んでいるChild Friendly Space（CFS）のような集団に介入する遊びや文化、スポーツ等への参加を通じたコミュニティベースの心理社会的サポートの効果検証は限られていることが、難民の心理的ストレス軽減のための研究に関する先行研究のレビューによって明らかにされている (Thompson et al., 2018；Panter-Brick et al., 2018; Tol et al., 2011)。

CFSに図書館活動を取り入れることは、赤十字などの人道支援機関によって推奨されている (International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies and World Vision, 2018)。しかしながら、紛争や災害の影響を受けた子どもの心理的ストレスに対する読書あるいは図書館活動の効果に関する実証研究は、Google scholar による文献レビューによれば、存在しない。

以上の先行研究レビューを踏まえ、本稿は難民の子どもに対するコミュニティベースの心理社会的サポートに関する研究に貢献することを目指したい。本研究の目的は、危機状況下における図書館活動は子どもの心理的ストレスに対する教育的アプローチとして有効であるという仮説を実証的に検証することである。本研究で扱う図書館活動は、自由読書や読み聞かせ等の読書推進活動だけでなく、遊びや工作、舞踊、音楽、絵画等の教育・余暇・文化活動、つまりCFSに読書活動を統合した活動と定義される。

本研究は以下で構成される。第２節で調査対象の事例と調査方法を述べる。第3節で分析の推定結果を示す。第4節で考察と示唆、今後の研究課題を述べる。

2. 事例と調査方法

本研究のデータは以下の教育分野の人道支援事業を通じて収集した。2016年にタイ政府、ミャンマー政府、少数民族勢力との間で、タイに逃れていたミャンマー難民の自発的難民帰還プログラムが合意された。このプログラムで20以上の難民帰還村が日本財団の支援によって設立された。公益社団法人シャンティ国際ボランティア会 (SVA) は、このうち比較的人口の大きい6つの帰還村を対象地域として、コミュニティリソースセンター（CRC）を各村に１館ずつ建設し、住民による自立運営を確保するための能力強化を支援することを目的とする「ミャンマーカレン州南東部にお

けるコミュニティリソースセンターを通じた復興・再定住支援事業協力事業」を2019年４月に開始した。CRCは、住民が集い、学び、つながることを促進する公民館機能、図書や情報へのアクセスを提供する図書館機能、子どもが安心して遊び、有意義に余暇をすごすための児童館機能をあわせ持つ、多目的のノンフォーマル教育施設である。このプロジェクトの対象地域を図１に示す。

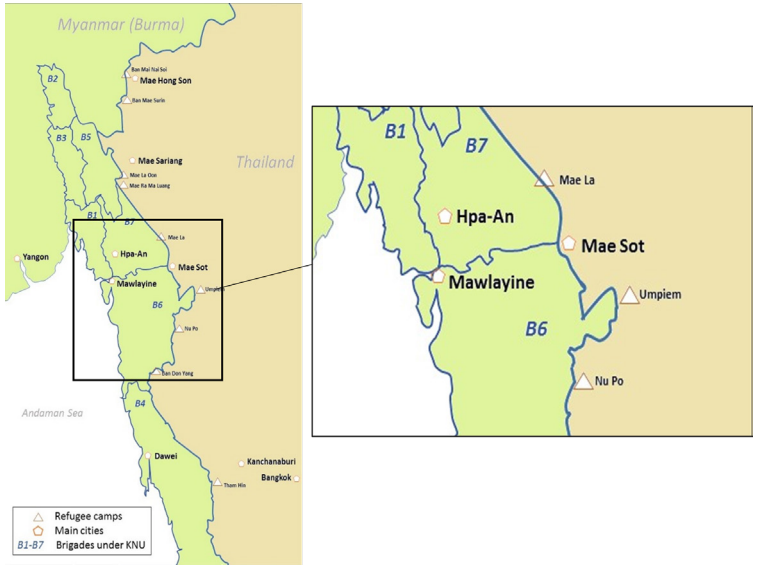

図１　プロジェクトの対象地域，地図の西側のミャンマー国のカレン州の一部が対象
（出所：シャンティ国際ボランティア会 Myanmar Border Project Office）

CRCには、子どもの本が配架された図書室と運動場、多目的ホールがあり、スタッフによる読み聞かせなどの読書推進活動が行われる他、子どもは自由に読書をしたり、ゲームやスポーツ、歌、絵画、工作等の教育・余暇・文化活動に参加したりできる（図２）。若者・成人を対象とする生計向上、職業訓練、生活改善、地域課題についての学習プログラムや住民が集うための集会室と会議室も備えている。

図２ CRC の活動写真（出所：シャンティ国際ボランティア会 Myanmar Border Project Office）

外務省の日本ＮＧＯ連携無償資金協力の支援によるこのプロジェクトは、当初計画では2022年３月までの３年間実施予定であった。しかし、2021年２月にミャンマーで起きた軍事クーデターによって、ミャンマー政府と少数民族勢力の間の和平協定が破棄され、紛争が再発した。これにより、本事業対象地域の６つの難民帰還村（総人口6，738人）のうち４カ村は紛争の影響を受け、うち１カ村はミャンマー軍によって空爆されたため、全村民が国内避難民（IDP）となるなど、事業対象村へのアクセスが不可能になったことから、2021年７月にはプロジェクトの終了を余儀なくされた。

しかしながら、本研究のデータ収集時の2022年12月時点で、紛争の影響を比較的受けてこなかった２カ村では、プロジェクトの終了後も、住民組織であるCRC運営委員会によってCRCは週に５日持続的に開館し、機能し続けていた。２名のスタッフの人件費や運営活動費は、ミャンマー国内外からの篤志家からの寄付とCRC運営委員会のイニシアティブによる養魚や果樹栽培といった収益事業によって捻出されている。

CRCが開館している２カ村のうち１カ村へはタイ軍の規制によりアクセスが不可能であったため、本研究のデータは、CRCが開館し、安全にアクセスが可能な１つの村（本稿で

はA帰還村と記す）において実施された事業終了後評価調査の一環で収集されたものである。本研究のデータ収集に伴う経費は、シャンティ国際ボランティア会によって支援された。同団体および調査対象者と筆者の間に利益相反はない。

A帰還村は、カレン人が主導する少数民族勢力によって、土地の造成、家屋等の整備が行われ、2019年に開村した。2020年4月からCRCの建設、開館に向けて、SVA事務所とA帰還村のリーダーとの協議が開始された。その後、CRC運営委員会が設立され、その能力強化が支援されると共に、施設の建設工事が行われ、軍事クーデター直後の2021年4月にA帰還村のCRCは開館した。開館時の蔵書は、子どもの本が991冊、一般図書が1,721冊であった。本研究のデータ収集は2022年12月に実施された。CRCの開館から2022年12月までの期間は1年8カ月間であった（図3）。このことはCRCの利用が子どもの心理的ストレスの軽減に対する効果発現に要する期間として充分であったことを示している。

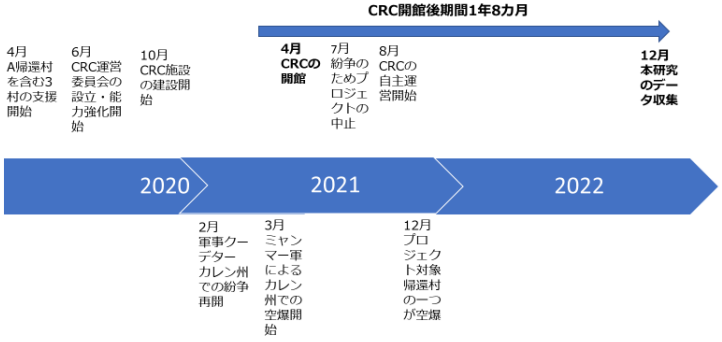

図３A帰還村でのCRC支援活動の経緯

CRCはデータ収集時において週に5日開館しており、開館以来の1日あたりの利用者の平均値は子ども16.9人、若者・成人5.5人、計22.4人で、A帰還村人口の2.6％が日常的にCRCを利用していた。CRCにほぼ隣接した小学校の教員によると、国語の授業の時間に週に1度は教員が授業の一環で児童をＣＲＣに連れて行っており、児童の9割が自主的に週に1回以上CRCに通っている。また保健、育児、森林保全、水供給、移住、農業訓練等に関する若者・成人向けの学習プログラムはひと月あたり平均で約3回行われ、ひと月あたりのべ平均で95名が参加していた。

次に子どもの心理的ストレスの測定方法を述べる。多くの心理的ストレスのアセスメントツールの中から、災害後状況において活用されている鈴木他（1997, 2007）によって開発されたSRS-18を使用した（浅井他, 2013; 中谷他, 2017; 山口他, 2016; 吉川他, 2023)。SRS-18は、「抑うつ・不安」(Depression-Anxiety)、「不機嫌・怒り」(Irritability-Anger)、「無気力」(Helplessness）の3つの下位尺度で構成されている。それぞれの下位尺度に6つの質問があり（計18問)、4件法で回答するものである。SRS-18は18歳以上を対象にしたアセスメントツールであるが、原語の日本語を平易な英語に訳し、英語版を対象地域の子どもの家庭語であるカレン語に訳す際に、初等教育就学年齢の子どもが理解できるように配慮した。また本調査の前に、対象地域の子どもを対象に調査紙をテストし、子どもが質問を正確に理解しているかを検証し、語句の修正を行った。また読書の頻度、ＣＲＣの利用頻度、帰還村に来る前に住んでいた場所、A帰還村に来てからの期間もたずねた。質問紙の英語版を表1に示す。

本研究において以下の倫理的配慮を行った。第一に、調査対象地域の帰還村は紛争の影響を受けているため、A帰還村と匿名で表記した。第二に、調査対象の子ども、教員、若者・成人に対して、調査の目的を説明し、調査協力の同意を得た上で、調査を実施した。第3に、調査対象者の個人情報を保護している。

表1 質問紙の英語版

Questionnaire to students (original in Karen language)

Name _____ ( ) Boy ( ) Girl Class_____ Age____ School _____

Q1. *(This question is taken from SRS-18, which is translated into Karen language, the home language of the affected children along Myanmar-Thai border. Order of items are changed in the questionnaire to ensure the accuracy of responses.)*

Read the questions below and consider your feeling and behavior **in the last 3 days,** and mark the level of which you are applicable to each question. This is not a test. Please reply honestly without thinking long time.

		"No" (1)	A little "Yes" (2)	Fairly "Yes" (3)	"Yes" (4)
Example	I am easily tired.		✔		
抑うつ・不安					
5	I feel like crying.				
2	I feel sad.				
9	I feel depressed.				
3	I am worried.				
15	I need someone to comfort me.				
12	I do not like anything.				
不機嫌・怒り					
4	I feel angry.				
10	I feel irritated.				
1	I get angry easily.				
7	I feel unpleasant.				
6	I cannot control my feeling.				
8	I feel disappointed.				
無気力					
16	I am not patient.				
14	I can not express and behave properly.				
11	I am not confident on many matters.				
18	I cannot concentrate.				
13	I imagine something bad will happen to me.				
17	I want to be alone.				

Q2 How many books did you read **in the last three days?** Please check.
( ) None ( ) 1 books ( ) 2 books ( ) 3 books
( ) more than 4 books => Please write number: ( ) books

Q3 How often did you go to the CRC **in the last 7 days?**
( ) None ( ) once ( ) two times ( ) three times
( ) more than 4 times => Please write number ( ) times

Q4 Where did you live before moving to this village and when did you arrive?
( ) Refugee camp ( ) Another village
I start living here in (_____) Month (_____) year.

Thank you very much.

調査対象のA帰還村の調査時の2020年時点での人口は875名で、このうちKG（就学前クラス）から10年生の就学者は250名であった。事業開始前のデータがないため介入の前後の比較はできなかった。介入の有無による比較を可能にするために、約3平方キロメートルの広さにおよぶA帰還村に一つのCRCしか存在しないことを利用してCRCに通っている児童を利用者群、CRCまでのアクセスに徒歩で30分以上かかるためCRCに全く通ったことのない児童を非利用者群とした。

利用者群から24名、非利用者群から22名の11歳前後の子どもを無作為に抽出した。平均年齢は11.1歳であるが、紛争の影響により平均学年は2.6年であった。データ収集時点では、回答者全員がA帰還村にある3つの小学校のいずれかに通っていた。上述した通りCRCの近隣に位置する学校に通う子どもは全員、週に1回以上CRCに来て、活動に参加していることから、ストレス反応が弱いあるいはストレスの抑制が得意な子どものみが「利用者群」に含まれているという「選択バイアス」は存在しないと想定される。表2に示す変数の記述統計量が示すように、利用者群と非利用者群の子どもの違いは、主にA帰還村における居住地の違いによるCRCへのアクセスの可否と考えられる。

質問票のカレン語（母語）の質問を理解できるように、SVA事務所およびCRCのカレン人スタッフが対面で質問を音読し、必要な場合、質問の意味を説明した。回答者 46 名のうち、19 名はタイ側の難民キャンプからの帰国者であり、26 名はこの村に定住する前はミャンマー側の他の村にIDP（国内避難民）として移動しながら住んでいた。

表2 分析に用いた変数の記述統計量

変数	利用者群（n=24）		非利用者群(n=22)	
	平均	標準偏差	平均	標準偏差
説明変数				
性別（0=boy, 1=girl）	0.46	0.10	0.59	0.11
学年	2.50	0.23	2.77	0.33
年齢	11.08	0.12	11.09	0.16
過去 7 日間の CRC の利用回数	2.50	0.28	0	0
過去3日間の読書冊数	1.96	0.16	0	0
従属変数				
ストレス反応尺度　合計	3.50	0.59	3.82	0.39
ストレス反応下位尺度　抑うつ・不安	3.50	0.51	3.73	0.46
ストレス反応下位尺度　不機嫌・怒り	3.29	0.62	3.73	0.63
ストレス反応下位尺度　無気力	3.13	0.80	3.73	0.55

*「ストレス反応尺度」の値はすべて平均値。

元難民と元IDPに対する人権弾圧、軍事的な攻撃、彼ら・彼女らの生活の過酷さの違いについては、人権弾圧・軍事攻撃の過酷さには両者の間に違いはないものの、難民キャンプにおける生活は比較的落ち着いているのに対して、IDPの生活はジャングルの間を逃亡し続ける過酷さを伴うことから、A帰還村居住者の元難民と元IDPの方が心理的ストレスのレベルが高い可能性がある。そこで、CRC非利用者および利用者の両者について、元難民と元IDPの心理的ストレスのレベルをt検定で検証したところ、有意な差はなかった（表3）。そこで、本研究では両者を区別せずに分析を行った。

表３元難民キャンプ居住者と元 IDP の間の心理的ストレスの差

	非利用者群		利用者群	
	元難民	元 IDP	元難民	元 IDP
3種の心理的ストレスの平均値	2.17	2.32	1.93	1.97
分散	0.20	0.08	0.42	0.18
観測数	8	14	12	12
t値	-0.89		-0.16	

3. 推定結果

研究課題１の「図書館活動は紛争の影響を受けた子どもの心理的ストレスの軽減に効果があるのか」を明らかにするために、利用者群と非利用者群の心理的ストレスのレベルの差を以下の方法で検証した。SRS-18のマニュアル（鈴木等、2007）に沿って、4件法から得た素点から回答を「弱い」(=1)、「普通」(=2)、「やや高い」(=3)、「高い」(=4)の4段階にカテゴリー化した利用者群と非利用者群の評定値の平均値のF検定を実施した。その結果、等分散性が確認できたので、t 検定を実施した。

表4に示す推定結果から２点の知見を得られた。第一に、「合計」ならびに「不機嫌・怒り」と「無気力」の２つの下位尺度のスコアにおいて、利用者群のストレス反応の平均値は、非利用者群の平均より有意に低かった。これは図書館活動は紛争の影響を受けた子どもの心理的ストレスの軽減に効果があることを示している。一方、「抑うつ・不安」については、利用者・非利用者群の間の有意な差がなかったことから、「抑うつ・不安」のストレス反応を下げる介入には特別な配慮（共感的な態度で接すること、安心できる環境の提供、自己肯定感向上の支援等）が必要であると考えられる。

第二に、利用者群、非利用者群ともにストレス反応が「弱い」子どもがおらず、「合計の平均値」は97％以上、「抑うつ・不安」は100％、「不機嫌・怒り」は91％以上、「無気力」は84％以上の子ども達が「やや高い」、「高い」にあった。この点がわかったことの臨床的意味は大きい。上述した利用者群と非利用者群の有意差においても、主には「やや高い」と「高い」に分類された子どもの人数の違いなので、全般的に子どものストレス反応は高く、利用者群に対しても配慮が必要であることを示唆している。

表４利用者群と非利用者群の心理的ストレスの差の t 検定の推定結果

	観測数	合計	抑うつ･不安	不機嫌･怒り	無気力
利用者群	24	3.82	3.73	3.73	3.73
非利用者群	22	3.50	3.50	3.29	3.13
差		0.32*	0.23	0.44*	0.60**
p 値		0.018	0.060	0.012	0.002

･値はすべて平均値
･** p<.01, *p<.05
･p値は片側の方向性を想定しているので、片側検定の結果を示す。

研究課題１の「図書館活動は紛争の影響を受けた子どもの心理的ストレスの軽減に効果があるのか」を明らかにするために、利用者群と非利用者群の心理的ストレスのレベルの差を以下の方法で検証した。SRS-18のマニュアル（鈴木等、2007）に沿って、4件法から得た素点から回答を「弱い」(=1)、「普通」(=2)、「やや高い」(=3)、「高い」(=4)の4段階にカテゴリー化した利用者群と非利用者群の評定値の平均値のF検定を実施した。その結果、等分散性が確認できたので、t 検定を実施した。

表4に示す推定結果から２点の知見を得られた。第一に、「合計」ならびに「不機嫌・怒り」と「無気力」の２つの下位尺度のスコアにおいて、利用者群のストレス反応の平均値は、非利用者群の平均より有意に低かった。これは図書館活動は紛争の影響を受けた子どもの心理的ストレスの軽減に効果があることを示している。一方、「抑うつ・不安」については、利用者・非利用者群の間の有意な差がなかったことから、「抑うつ・不安」のストレス反応を下げる介入には特別な配慮（共感的な態度で接すること、安心できる環境の提供、自己肯定感向上の支援等）が必要であると考えられる。

第二に、利用者群、非利用者群ともにストレス反応が「弱い」子どもがおらず、「合計の

平均値」は97％以上、「抑うつ・不安」は100％、「不機嫌・怒り」は91％以上、「無気力」は84％以上の子ども達が「やや高い」、「高い」にあった。この点がわかったことの臨床的意味は大きい。上述した利用者群と非利用者群の有意差においても、主には「やや高い」と「高い」に分類された子どもの人数の違いなので、全般的に子どものストレス反応は高く、利用者群に対しても配慮が必要であることを示唆している。

表５心理的ストレス反応の「合計の平均値」を従属変数とした重回帰分析の結果

説明変数	係数	p 値
性別	-0.22	0.067
年齢	0.12	0.189
通っている学校	0.17	0.057
過去 7 日間の CRC の利用回数	-0.22***	0.000
過去３日間の読書冊数	0.10	0.164
観察数	46	
決定係数	0.41	
調整済み決定係数	0.33	

・*** p<.001

4. 考察と示唆

これまで本事例の事業名に含まれるCRCという用語を図書館活動と同義として使ってきたが、本節における考察では、本事例から普遍的な知見を導出するために、図書館活動という用語を用いる。調査結果は、第一に、図書館活動は危機状況下にある子どもの心理的ストレスの軽減に一定の効果があること、特に無力感（Helplessness）への効果が大きいことを示した。第二に、心理的ストレス軽減の決定要因は、図書館が提供する多様な教育・文化・余暇活動（自由読書、読み聞かせ、ゲーム、スポーツ、音楽、お絵かき、遊びなど）への参加であることを示した。これらの要因として２つ考えられる。

一つ目として、図書館活動は子どもの「居場所」であることがあげられる。居場所の特徴は、家庭や学校とは異なる、仲間と空間と時間という３つの「間」を共有できる場である（田中、2016）。居場所は、空間、時間、仲間の３つの要素で構成される（田中2016）。図書館は子どもたちが、仲間と安心できる時間を過ごす空間であり、居場所の３要素を提供している。紛争や人権弾圧による心理的ストレスを抱えながらも、居場所としての図書館に来て、友人と会い、遊び、話す等多様な活動に参加することによって、子どもたちは楽しい時間を過ごし、未来への展望を抱く。その結果、孤独感や無気力が軽減すると考えられる。

この知見を支持するデータとして、帰還難民村ではないが、タイ側の7つのミャンマー難民キャンプにおいてSVAが2000年以来支援を続けているコミュニティ図書館に通う子どもが作った以下の詩を提示する。難民キャンプの図書館においても子どもの文化・余暇活動が提供されているのであるが、この詩は主に読書の効果について言及している。しかしながら、この詩から、ミャンマー難民の子どもにとって、図書館は家庭や学校とは異なる第三の場所、ありのまま自分のままでいられる、安心して時間を過ごすことができる「居場所」であることが伺える。

図書館ができた　　作：エブトゥル（10 歳）
ぼくは毎日学校に行かなきゃならない
なかにはとてもむずかしい授業もある
先生にはときどき叱られるし、たたかれることもある
学校に穴のあいた服を着ていってともだちに笑われることもあるし、
外で遊んでばかりいると両親にも叱られる

でも今は図書館ができた。
叱られたって図書館に行って本を読んでいるうちに気が晴れる
図書館の本はぼくを叱ったりたたいたりしないし、
穴があいている服を着ていたってぼくを笑ったりもしない

とにかく僕の気持ちを満たしてくれる
こんな図書館が僕は大好きだ

２つ目に、図書館での読書体験が子どもの想像力を育むことがあげられる。図書館では自由読書や読み聞かせを通じた読書体験が重視され、毎日提供されている。読書体験は、子どもの想像力を豊かにする。物語を通して主人公と一緒にさまざまな体験をしたり、登場人物の気持ちに共感したりすることで、知らない世界や人の気持ちを想像できるように

なる。自由読書や読み聞かせを通じて絵本の世界に入ることによって、子どものつらい経験の記憶は消えないとしても、一時的に解放される。

たとえば、タイ国境のミャンマー難民キャンプのコミュニティ図書館で配架している絵本のうち、子どもたちに人気のある絵本に『スーホの白い馬』と『おさるのジョージ』がある。前者はモンゴルの大草原を舞台とする作品である。ミャンマー難民の子どもは、タイに逃れる前は山間部で暮らし、タイに逃れた後は人口が密集し、閉塞された難民キャンプで暮らしている。大草原を直接見たこともないし、テレビも無いのでその映像も見たことがないにもかかわらず、初等教育就学年齢の子どもは、『スーホの白い馬』を読むことで、主人公のスーホに感情移入し、モンゴルの大草原にいる自分を想像することができる。『おさるのジョージ』では、ジョージが飛行機や船で旅行したり、エレベーターに乗ったりする。難民の子どもは飛行機や船はおろかエレベーターでさえ見たことがないにも関わらず、ジョージと同じように旅をし、冒険するという疑似体験をすることができる。優れて普遍的な価値のある絵本は、子どもの想像力をかきたて、子どもはつらい記憶から一時的に解放される。

この知見を支持するデータとして、タイ側の難民キャンプのコミュニティ図書館に通う子どもが描いた「夢を描いたら図書館へ行こう！」と題する絵を紹介する。「パイロットになりたい」、「医者になりたい」、「先生になりたい」といった想像の世界に浸っている子どもの右下に図書館が描かれている。この絵は、図書館に行くことで近未来への展望を仲間と共有できることを示しており、ストレス軽減の一つ目の要因である「居場所」としての図書館活動についても例証していると言える。

「夢を描いたら図書館へ行こう！」（写真提供：渡辺有理子）

本研究の示唆を２点導出することができる。一つ目は、図書館活動は紛争による子どもの心理的ストレスの軽減に影響を与える可能性があるという知見は、紛争や災害といった緊急時における子どものメンタルヘルスのための事業、特にChild Friendly Spaceに図書館活動を取り入れることの有効性を示唆している。二つ目は、本研究のようなインパクト評価活動を協力事業の立案段階から組み込むことである。より妥当性と汎用性の高い知見を導出することができ、後継事業の改善あるいは他の地域での類似事業の教訓として活かすことができる。

今後の研究課題を２点あげる。第一に、心理的ストレスの決定要因を明らかにする回帰分析モデルの当てはまりを改善するためには、利用者／非利用者の心理的ストレスの違いに影響する他の要因として何が考えられるのかを検討する必要がある。図書館活動に関する説明変数は、読書冊数と利用頻度であったが、これらは図書館活動の「成果」レベルの変数（指標）であって、これらの「成果」が産出されるためには、図書館員、図書・資料、施設という３つの「投入」が必要である。これらの「投入」レベルの変数（指標）を回帰分析モデルに含めることが考えられる。また、図書館活動以外の要因として、子どもが通う学校の特徴が考えられる。本研究の回帰分析モデルでは通っている学校の種別は変数に投入しており、その係数は有意ではなかったものの、学校の特徴（施設、教員の質、教材、授

業時間、雰囲気、校長のリーダーシップなど）が、心理的ストレスの軽減に影響を与えている可能性がある。分析方法については、複数の要因についての仮説を構築したうえで、パス解析や共分散構造分析といった複数の変数が絡み合った現象を捉える方法を採用することが望ましい。

第二に、介入前のデータを収集し、パネルデータを構築し、介入の前後と有無の「差の差」の分析を行う必要がある。またサンプルサイズを大きくする必要がある。ただしこの事例では、事業開始前の難民あるいはIDPとしての生活を経て帰還村に移住した時点における心理的ストレスよりも、帰還村に移住した後の2021年2月に起きた軍事クーデター後の心理的ストレスの方が高い可能性がある。この場合、介入の前後比較の妥当性は低い。紛争影響下における事業の外部条件の変化は時系列データの収集と分析を困難にする点に留意する必要がある。

謝辞

本研究の調査の実施において、公益社団法人シャンティ国際ボランティア会のミャンマー（ビルマ）難民支援事業事務所ならびに困難な状況下においてコミュニティリソースセンターを運営しておられるA帰還村のCRC運営委員会の皆様に多大な協力をいただいた。JICAのNGO能力強化事業の一つである「途上国開発の活動の有効性と効率性を向上し、インパクトを拡大する実証実験手法の普及プログラム」（一般社団法人コペルニク・ジャパンが実施）による研修・指導をいただいた。定量分析については、高田みほ氏（特定非営利活動法人ホープフル・タッチ代表）に貴重な助言をいただいた。謝意を表します。

参考文献

International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies and World Vision. (2018). Operational Guidance for Child Friendly Spaces in Humanitarian Settings.

Inter-Agency Standing Committee [ISAC] Global Protection Cluster Working Group and IASC Reference Group for Mental Health and Psychosocial Support in Emergency Settings. (2010). Mental Health and Psychosocial Support in Humanitarian Emergencies: What Should Protection Programme Managers Know?

Panter-Brick C., Dajani, R., Eggerman, M., Hermosilla, S., Sancilio, A., & Ager, A.(2018). Insecurity, distress and mental health: experimental and randomized controlled trials of a psychosocial intervention for youth affected by the Syrian crisis. Journal of Child Psychology and Psychiatry, 59(5), 523–541.

Thompson C. T., Vidgen, A., & Roberts, N.P. (2018). Psychological interventions for posttraumatic stress disorder in refugees and asylum seekers: a systematic review and meta-analysis. Clinical Psychology Review, 63, 66-79.

UNHCR (2017). Community-based Protection and Mental Health & Psychosocial Support. https://www.refworld.org/policy/opguidance/unhcr/2017/en/117001

Tol, W. A., Barbui, C., Galappatti, A., Silove, D., Betancourt, T. S., Souza, R., .. & Van Ommeren, M. (2011). Mental health and psychosocial support in humanitarian settings: linking practice and research. The Lancet, 378(9802), 1581-1591.

浅井継悟, 森川夏乃, 平泉拓, 宇佐美貴章, & 若島孔文. (2013).「包括的ストレス反応尺度作成の試み」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』62 (1), 283-302頁.

鈴木伸一, 嶋田洋徳, 三浦正江, 片柳弘司, 右馬埜力也, & 坂野雄二. (1997).「新しい心理的ストレス反応尺度(SRS・18) の開発と信頼性・妥当性の検討」『行動医学研究』4（1）, 22-29頁.

鈴木伸一嶋田洋徳, 坂野雄二, 福井至, & 長谷川誠. (2007).『SRS-18 心理的ストレス反応測定尺度』こころネット株式会社.

田中治彦 (2016).「終章これからの世界と私たち」田中治彦・三宅隆史・湯本浩之編著『SDGsと開発教育－持続可能な開発目標ための学び』学文社, 273-283頁.

中谷敬明, 山田幸恵, 藤澤美穂, & 佐藤正恵. (2017).「東日本大震災における臨床心理学的地域援助研究―岩手県沿岸被災地での心理教育の効果について―」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』19（3）, 25－30頁.

山口摩弥, 辻内琢也, 増田和高, 岩垣穂大, 石川則子, 福田千加子, ... & 熊野宏昭. (2016).「東日本大震災に伴う原発事故による県外避難者のストレス反応に及ぼす社会的要因

—縦断的アンケート調査から—」『心身医学』56（8）, 819-832頁.
吉川かおり他. (2023).「障害者家族の生活再建に関わる要因と家族機能: 東日本大震災被災者調査からの示唆」『明星大学研究紀要－人文学部』59, 1-23頁.

第 1 回大会シンポジウム報告

立教大学　三宅 隆史、近畿大学　桑名 恵

一般公開された大会シンポジウムには、NGO関係者、研究者、学生など約250名が参加した。シンポジウムのテーマは、大会のテーマと同じで「頻発する人道危機：共創とイノベーション」であった。ウクライナ危機、パレスチナ情勢の悪化、能登半島地震、気候変動など人道危機が頻発、深刻化し、それらが連動することを念頭に置いた。変わりゆく人道支援のニーズに対し、研究者、実務家、企業関係者、学生など幅広いステークホルダーがどのように連携できるのか、そして共創とイノベーションで対応できる可能性があるのか、さまざまな角度から議論を深め、新しい人道支援研究、実践を創造する場づくりを目指した。シンポジウムにはNGO、メディア、研究者、企業、国会議員と異なるセクターの著名人が登壇した。

写真1：緊急人道支援学会第1回大会のシンポジウム会場の様子

大西健丞さん（ピースウィンズ・ジャパン代表理事）は、人道支援におけるNGOの強みは規制を受けない自由な組織であるため、過去に例がない取り組みができることだと述べた。一方、NGOの弱みは組織の規模や活動のインパクトが小さいことなので、これを乗り超えるために企業や政府との協働が必要であると指摘。日本社会は縄張り意識が強く、「たこつぼ社会」なので、このたこつぼを打破していくのもNGOの役割だとし、加えて、イノベーションのためには良い意味での競争が必要だと主張した。

モデレーターを務めた道傳愛子さん（NHK World, Newsline In Depthキャスター）は、マスメディアは災害の発生直後、紛争の開始直後は頻繁に情報発信をするが、長期化すると扱う頻度が減るのが課題であると述べた。緊急と開発のギャップを埋めるシームレスな支援が必要であると言われるが、メディアも緊急、復興、開発へとシームレスに報道していくことが必要だ、と述べた。そして平常時に危機の兆候はなかったのか、復興・開発支援につながる緊急支援はどうあるべきかなどについて掘り下げて報道することが大切だ、と語った。

鵜尾雅隆さん（ファンドレイジング協会代表理事）は、危機状況下においては相互扶助の気持ちが高まるので多様なアクターの協働は進みやすいのではないか、と指摘した。社会課題解決のための民間投資は年間5兆円を超えており、人道支援分野においても革新的な取り組みへの投資が今後進む。欧米が中心であった企業のフィランソロピー（社会貢献）はアジア地域でも進展しており、日本は災害支援におけるフィランソロピーに大きな貢献ができるのではないか、との見通しを示した。また実践と知識の共有や交流だけではイノベーションは起きないとし、自分の強みをふまえた上で、未来へのビジョンを持つことが前提として必要、と語った。

長有紀枝さん（立教大学教授）は、人道支援における研究者の役割は、現場と研究の往復によって実践者の悩みや課題を言語化し、概念化することだと述べた。研究者が生み出した概念は、最終的には実践に貢献しなければならないと主張。たとえばメアリー・アンダーソンという人道支援研究者が「諸刃の援助」という書籍で提唱した“Do No Harm（害を与えない）”という概念は人道支援実践者の原則となった。また危機発生後の対応だけでなく、紛争予防もこの学会は研究の対象にすべきだと提案した。

金田晃一さん（NTTデータグループサステナビリティ経営推進部シニア・スペシャリスト）は、企業はこれまで平時、初動、緊急、復旧、復興というフェーズごとにどのようなフィランソロピー活動ができるかを社会貢献部門が中心となって準備してきたが、加えて最近は先端技術など企業の本業の強みを生かし、イノベーションを通じた災害支援への貢献を検討する企業が増えていると述べた。企業が社会課題をビジネスを通じて解決するためには、まず現場の情報が必要なので、現場のリアルな情報の提供をこの学会に期待したい、と話した。

谷合正明さん（参議院議員）は、日本政府の国際人道支援は、人間の安全保障、国際人道法を基本的な理念とすべきだとしたうえで、昨年改定された開発協力大綱は人道支援について「政府間支援が困難な状況下でも、最も必要とする人々に迅速かつ確実に支援が行き届くよう、意思決定の迅速化を行うとともに、非政府の幅広いパートナーも一層活用していく」「国際的な潮流を踏まえ、効果的・効率的な手法を取り入れていく」と述べていることを紹介した。さらに、大綱に書かれたこの考えを具現化していくための創造的な政策提言をこの学会に期待し、その方策として参議院の「ODA特別委員会」で学会の関係者にインプットをしていただくことも有益だと思う、と話した。

大会では企画セッションと自由発表も行われた。企画セッションは、「災害とテクノロジー」「精神保健・心理社会的支援」「新しい時代へ－人道危機を減らす取り組み」「長期化する危機状況下における教育支援」「大規模災害における国際協力－海外医療チームの受け入れと課題」「改めて問う人道主義」という六つのテーマで開かれた。

参加者からは、「多様なテーマ軸の企画があったことで多角的な学びが得られた」「実務者・研究者両方が発表・議論できる場があったことで既存の学会にはない新機軸だと感じた」「今後の政策提言につながる実践的な議論になったのが印象的だった」などの声が聞かれた。

写真2：緊急人道支援学会第1回大会のシンポジウムの様子

「緊急人道支援ジャーナル」編集タスク
片柳　真理
小松　太郎
堀江　正伸
三宅　隆史

連絡先 Email：journal@jashas.org

「緊急人道支援ジャーナル」第 1 巻第 1 号
2025 年 9 月 30 日

編集・発行　緊急人道支援学会

事務局
〒 577-0802　大阪府東大阪市小若江 3-4-1
近畿大学国際学部 18-S225
連絡先 Email：info@jashas.org